

広告掲載規約

この規約は、委託者（以下「甲」という。）から受託者株式会社地域未来創造（以下「乙」という。）に対して、申し込まれた広告掲載に関する契約条件となる（以下「本規約」という。）。

第1条（契約内容）

- 1 乙は、甲の申し込みおよび広告データの入稿をもって、甲が希望する掲載開始日までに「これぞ、北陸」へ広告データを掲載する。
- 2 広告掲載は甲の申し込み期間終了まで継続する。

第2条（契約の成立）

- 1 広告掲載の申込は、乙の定める書面（以下「申込書」という。）により行うものとする。
- 2 広告掲載の申込は、甲が掲載を希望する日の2週間前までに甲が申込書にて行うものとする。但し、乙が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3 甲と乙の間に書面による事前の合意がない限り、ここに記載されている契約条件が変更されることはない。
- 4 甲からの広告（以下「広告」という。）の申込に対して、乙が遅滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立するものとする（以下「広告掲載契約」という。）。但し、乙は、申込の全部または一部を謝絶する権利、承諾の前後を問わず広告掲載開始日を調整する権利を留保するものとする。

第3条（広告データの入稿）

- 1 甲は、乙が指定する日時までに、乙の指定する形式・方法により、広告データの入稿を行うものとする。甲が広告掲載内容の変更を要請し、乙がこれを認める場合も同様とする。
- 2 甲が前項にしたがって広告の入稿を行わない場合、乙は何らの債務も負わないものとし、甲は広告掲載料金その他の債務を免れないものとする。

第4条（掲載基準）

- 1 広告は、「これぞ、北陸」のサイト上に表示される画像2枚（パソコン用およびスマートフォン用）とする。
- 2 甲が各号の一にでも該当する場合には、掲載することはできない。
 - （1）法令等で掲載を禁止されているもの
 - （2）公序良俗に反するもの等、社会通念上掲載できないと認められるもの

- (3) 風俗営業にかかわるもの
 - (4) 権利関係・取引の実態が不明確なもの
 - (5) 来店客・公衆に不快の念を与える表現、広告主が明らかでなく責任の所在が不明なもの等、 広告表現上不適当と認められるもの
 - (6) 宗教的、思想的意図のあるもの
 - (7) その他、乙が不適当と認めるもの
- 3 乙は、上記に掲げるもの以外についても、相当の理由があるときは掲載を謝絶することがある。

第5条（広告内容の変更）

- 1 乙は、契約が成立した後も、申込を受けた広告の内容、形式、もしくはデザイン等が各種法令、条例、ガイドライン等に違反している、あるいはそのおそれがある、または乙の定める基準に抵触していると判断した場合、当該申込に係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができるものとする。但し、乙は、これらの判断または変更を求める義務を負うものではなく、これらの判断または変更を求めた内容について何らの責任を負わないものとする。
- 2 甲が乙からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または甲がただちに変更を行わない場合、乙は甲に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとする。

第6条（甲の責務）

- 1 甲は、申込にかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していること、および各種法令、条例、ガイドライン等に違反しないことを乙に対して保証するものとする。
- 2 第三者から乙に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、甲の責任および負担において解決するものとする。甲は、広告に関連して乙が被った損害、費用、損失等を補償するものとする。

第7条（免責）

- 1 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、乙がシステムの管理を適正に行っていたにもかかわらず生じたサーバー等のシステム上の不具合・緊急メンテナンスの発生など乙の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、乙はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。但し、乙の故意または重過失による場合はこの限りではない。
- 2 広告掲載初日および広告内容の変更初日は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の

不具合について、乙は免責されるものとする。

- 3 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず乙が甲に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づいて甲が支払った広告料を上限とする。

第8条（広告掲載料金）

広告掲載料金は乙が別途定める申込書の通りとする。

第9条（支払方法）

- 1 乙は、甲に対し、広告掲載契約成立後速やかに広告料金の請求書を発行するものし、甲は、乙から請求された当該広告料金全額を乙が指定する期日までに支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が必要と認めた場合には支払条件を変更することができるものとする。この場合、乙は変更した支払条件を甲に通知するものとする。
- 3 本条に定める広告料金の支払は、乙が定める銀行口座に、広告料金に消費税および地方消費税を加えた額を振込むことによって行うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第10条（支払遅延の効果）

- 1 甲が第9条に定める支払を一部でも遅延した場合、乙は広告掲載契約および遅延のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを甲による支払がなされるまで履行しないことができるものとする。この場合、乙は甲に対し何らの責任も負わない。
- 2 甲は、第9条に定める支払を行わない場合、乙に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第11条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号の一に該当した場合、乙は甲への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または広告掲載契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。この場合、乙は甲に対して損害賠償の請求ができるものとし、甲は乙に対して何らの請求もできないものとする。
 - (1) 第9条に違反したとき
 - (2) 広告掲載契約または乙との他の契約に違反し、乙の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破

- 産等の法的倒産手続きの申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他甲の財政状態が悪化したと乙が判断したとき
- (4) 甲もしくはその子会社・関連会社またはそれらの代理人、役員もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道の有無を問いません）などで、甲から委託を受けた広告掲載を継続することが乙または甲の利益または信用を阻害するおそれがあると乙が判断したとき
 - (5) 甲もしくはその子会社・関連会社またはそれらの代理人、役員もしくは従業員等が、乙、その子会社・関連会社、取引先、銀行業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると乙が判断したとき
 - (6) 広告の記載内容の全部または一部が、各種法令、条例、ガイドライン等に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、行政機関その他の第三者からその旨の通知・警告・指摘等があるとき、または乙の定める基準に抵触しているとき
 - (7) 広告の記載内容の全部または一部が第三者の権利を侵害し、あるいはそのおそれがあるとき、または第三者からその旨の通知・警告・指摘等があるとき
 - (8) 広告の記載内容が不適切と乙が判断したとき
 - (9) 広告の掲載先のコンテンツが削除または何らかの理由でアクセスができない状態であると乙が判断したとき
- 2 甲が前項の各号の一に該当した場合、この広告掲載契約において甲が乙に対して負担する債務に関する期限の利益は直ちに喪失するものとする。
 - 3 甲は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとする。
 - 4 甲は、乙に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 5 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行

わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 6 乙は、甲が暴力団員等もしくは第4項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第4項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、広告掲載契約を解除することができるものとする。この場合、甲は、乙に対して何らの請求もできないものとし、乙に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

第12条（守秘義務）

甲は、広告掲載契約に関して知り得た乙の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

第13条（管轄）

広告掲載契約に関する訴訟については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（本規約の変更）

- 1 乙はいつでも本規約の各条項を変更することができるものとする。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は甲が負担するものとする。
- 2 本規約を変更する場合は、乙はその変更内容を甲に通知するものとする。変更後の規約は、乙が甲に通知した時点より効力を生じるものとする。

以上